

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和2年度決算検査報告の概要 －会計検査における新型コロナウイルス感染症拡大の影響－
著者 / 所属	田中紗緒里 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	442号
刊行日	2022-2-4
頁	207-221
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220204.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

令和2年度決算検査報告の概要

— 会計検査における新型コロナウイルス感染症拡大の影響 —

田中 紗緒里

(決算委員会調査室)

《要旨》

令和2年度決算検査報告は、令和3年12月6日に令和2年度決算とともに国会に提出された。今般の会計検査に当たっては、前年次に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応等として、実地検査の検査対象機関等が一部に限定されたほか、3年1～9月のうち新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が東京都を含む区域に発出されていた期間は全ての実地検査が中止されるなどした。2年度検査報告における掲記件数は210件、指摘金額の総額は2,108億7,231万円であり、掲記件数は比較可能な平成6年度決算検査報告以降で最少であった。

こうした状況の中、2年度検査報告では、実地検査に並ぶ検査方法として、ICT活用等を行う在庁検査が示されたほか、特定検査状況が多く掲記され、その半分以上が新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する事項となっていることが特徴的である。

国会においては、政府に対する事後的な財政統制を機能させるべく、今般の検査報告を積極的に活用するとともに、会計検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を内閣に一層促すことが望まれる。

1. はじめに

検査報告は、憲法第90条及び会計検査院法第29条に基づき、会計検査院（以下「検査院」という。）が1年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書である。この検査報告は、国会で決算審査を行う際の重要な資料となるほか、財政当局などの業務執行にも活用されている。令和2年度決算検査報告（以下「2年度検査報告」という。）は、令和3年11月5日に検査院から内閣に送付され、第207回国会（臨時会）中の3年12月6日に令和2年度決算とともに内閣から国会に提出された。

本稿では、2年度検査報告の全体像について概観した上で、掲記された個別の検査結果の概要を紹介することとしたい。

2. 2年度検査報告について

(1) 構成

検査報告には、国の収入支出の決算の確認、決算金額と日本銀行が取り扱った国庫金の計算書の金額との不適合の有無、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項、会計検査院法第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果など8項目を掲記することが義務付けられている（会計検査院法第29条）。また、検査院が必要と認めた事項についても掲記できるようになっている（会計検査院法施行規則第15条）。このように、検査報告の内容は広範多岐にわたるが、検査院による検査結果が記述されているのは、主として図表1に示した7つの事項である。これらの掲記事項のうち、「不当事項」、「意見表示・処置要求事項¹」、「処置済事項」、「特記事項」は、通常「指摘事項」と呼ばれ、不適切又は不合理な事態の態様に関する記述がなされている。

2年度検査報告についてみると、第1章では検査の概要、第2章では国の決算の確認、第3章では指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第4章では随時報告²、検査要請³事項の報告、特定検査状況⁴等、第5章では会計事務職員に対する検定、第6章では国の歳入歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されている⁵。

図表1 検査報告における主な掲記事項の区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不 当 事 項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項
	意 見 表 示 ・ 処 置 要 求 事 項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項
	処 置 済 事 項	検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じた事項
	特 記 事 項	特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項
随 時 報 告		会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
検 査 要 請 事 項 の 報 告		国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
特 定 検 査 状 況		検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(出所) 検査院資料を基に作成

¹ 意見表示・処置要求事項は、会計検査院法第34条又は第36条に基づくものであり、第34条に基づくものは会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に行われ、第36条に基づくものは法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合に行われる。

² 随時報告は、平成17年の会計検査院法改正により創設された制度で、検査院が意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項に関し、各年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を国会及び内閣に対して行うものである。検査院は、随時報告の概要を検査報告に掲記している。

³ 検査要請は、平成9年の国会法及び会計検査院法改正により創設された制度で、国会が検査院に対し、特定の事項について検査し報告するよう求めるものである。検査院は、国会から検査要請があった事項について、検査結果がまとまり次第報告することとなっている。また、検査院は、その概要を検査報告に掲記している。

⁴ 特定検査状況は、不適切な事態とは言えないまでも、検査院の問題意識が示されたものであり、国会審議における重要な材料となり得る。

⁵ 検査報告は、検査院のウェブサイトにて全文が公開されている。

<<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/index.html>> (令4.1.13最終アクセス)

(2) 検査方針

検査院は、毎年10月から翌年9月までの1年間を「検査年次」としており、検査報告には、毎検査年次の検査結果が掲載されている。検査院は、検査年次ごとに会計検査業務の基本的な統制を図るため、「会計検査の基本方針」を定めており、2年度検査報告は、令和2年9月9日に策定された「令和3年次会計検査の基本方針」（検査実施期間：2年10月～3年9月）に基づき実施した検査結果が掲載されている。同方針では、重点的な検査対象施策分野として、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境及びエネルギー、経済協力、中小企業、情報通信（IT）の9項目を挙げているほか、複数の府省等により横断的に実施されている施策や国民の関心の高い事項等について、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなどとしている。

(3) 検査対象

検査対象には、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」（会計検査院法第22条）と、検査院が必要と認める場合又は内閣の請求がある場合に検査が可能な「選択的検査対象」（同法第23条第1項）がある。令和3年次検査における必要的検査対象は、国会、裁判所、内閣、内閣府ほか11省等の会計や、国が資本金の2分の1以上を出資している政府関係機関、事業団、独立行政法人等211法人の会計、日本放送協会の会計等である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等の財政援助を与えた6,024団体等（都道府県、市区町村、農業協同組合等）の会計、国が資本金の一部を出資している8法人（中部国際空港（株）⁶等）の会計、国が出資した法人が更に出資している15法人（北海道旅客鉄道（株）等）の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している3法人の会計、国等と160法人等との契約に関する会計である。

(4) 検査方法

検査対象機関に対しては、「在庁検査」又は「実地検査」が行われる。

在庁検査は、①検査院の定める規則により検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類等⁷についてその内容を確認する方法、②検査対象機関からその事務、事業等の実施状況等に関する資料やデータ等の提出を求めてその内容を確認したり情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取したりする方法等により、在庁して常時行う検査である。検査院は、従来、①の方法により行う検査を「書面検査」とし、実地検査に並ぶ検査方法と位置付けていたが、2年度検査報告では、②の方法を加え、従来の書面検査より広い概念である在庁検査を、実地検査に並ぶ検査方法としている。

また、実地検査は、検査対象機関に検査院職員を派遣して、実地において、帳簿や事務・事業の実態調査や、関係者からの説明聴取を行うなどする検査であり、直近3か年次の実

⁶ 本稿では、法人格については次の略称を用いている。国立研究開発法人→(国研)、独立行政法人→(独)、株式会社→(株)、一般社団法人→(一社)

⁷ 検査院は、令和2年度分の計算書約12万5千冊を受領するとともに、それらの証拠書類等として、紙媒体約3,741万枚を受領したほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領している。

地検査の実施状況は図表2のとおりである。令和3年次の実施率は、前2か年に比べて低くなっているが、これは、検査院が、前年次に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応等として、同感染症による検査対象機関への影響等に配慮しつつ、検査対象機関等を一部に限定したほか、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が東京都を含む区域に発出されていた期間（3年1月8日～3月21日、4月25日～6月20日及び7月12日～9月30日）は全ての実地検査を中止するなどしたためである。

図表2 直近3か年次の実地検査の実施率⁸

年次	平成31(令和元)年次 (30年度検査報告)			令和2年次 (元年度検査報告)			令和3年次 (2年度検査報告)		
	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率
本省、本社、主要な 地方出先機関等	4,466	1,865	41.7%	4,461	1,088	24.3%	4,468	828	18.5%
その他の 地方出先機関等	6,631	1,100	16.5%	6,624	638	9.6%	6,635	313	4.7%
郵便局、駅等	20,408	77	0.3%	20,422	24	0.1%	20,409	17	0.0%
計	31,505	3,042	9.6%	31,507	1,750	5.5%	31,512	1,158	3.6%

(注) 国が補助金その他の財政援助を与えた団体等についても、平成31年次5,596団体等、令和2年次3,435団体等、3年次1,969団体等に対してそれぞれ実地検査を実施している。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

3. 検査結果の概要

(1) 掲記された事項等の概要

2年度検査報告に掲記された事項等の総件数210件、指摘金額⁹の総額は2,108億7,231万円であり、掲記件数は比較可能な平成6年度決算検査報告以降で最少であった。案件別の指摘金額では、財務省の「貨幣回収準備資金において保有している金地金について、記念貨幣の製造材料として使用する見込みがなく売り払うことが適当と認められるものを売り払うなどして活用を図るよう改善させたもの」の1,601億円が最大であり、指摘金額全体の75.9%を占めている。掲記件数では、厚生労働省の59件が最も多く、その中でも「国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの」に係るものが24件（前年度24件）を占めている。

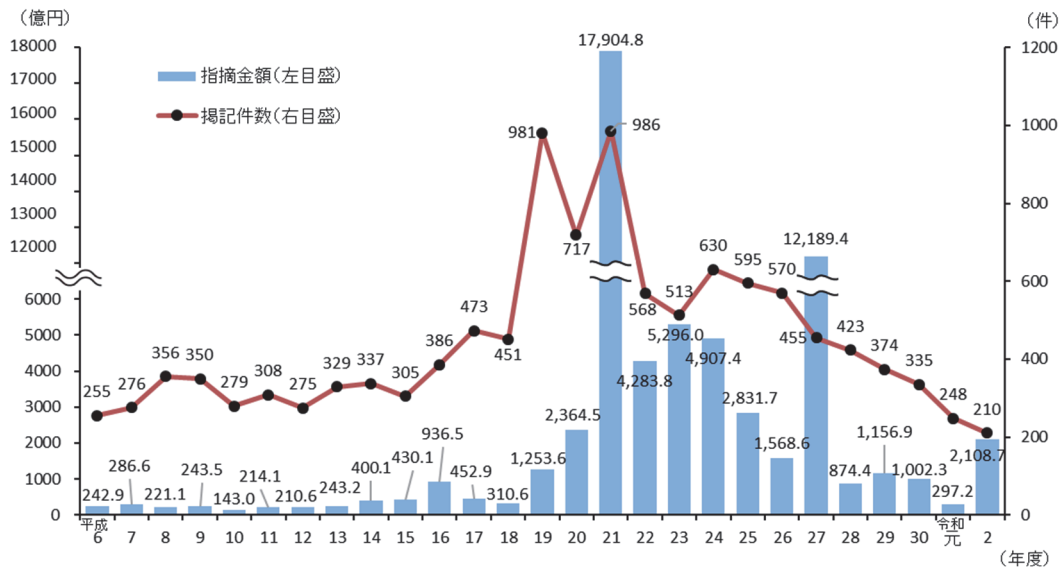
また、平成6年度決算検査報告以降の掲記件数及び指摘金額の推移は図表3のとおりであり、掲記件数は21年度をピークとして、その後、低減傾向にある。指摘金額に大幅な増減がみられるのは、資金、基金等のストックに関する指摘における金額の多寡が要因になっ

⁸ 本稿では、数値については、原則として単位未満を切り捨てて表示する。そのため、各欄の数字を合計しても合計欄の数字とは一致しない場合がある。ただし、本文後掲の「4. 主な個別の掲記事項」における数値については、その単位未満の処理を2年度検査報告の記載に準ずることとする。

⁹ 「指摘金額」とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大交付額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、処置済事項、特記事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを「背景金額」と呼び、指摘金額と区別している。

ていると考えられる。例えば、平成21年度決算検査報告に掲記された国土交通省に対する「(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金」(1兆2,000億円)の指摘や、平成27年度決算検査報告に掲記された金融庁に対する「預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金」(1兆964億円)の指摘は、いずれも1兆円を超えており、両年度の検査報告の指摘金額が多額となる主な要因となっている。

図表3 掲記件数及び指摘金額の推移(平成6年度決算検査報告以降)



(出所) 各年度の検査報告を基に作成

(2) 事項等別の概要

掲記された事項等を区分別にみると、不当事項等の「指摘事項」が192件、「随時報告」が2件、「検査要請事項の報告」が5件、「特定検査状況」が11件、それぞれ掲記されている。指摘事項の内訳を類型別にみると、「不当事項」の件数が、近年減少傾向にあるものの、指摘事項の81.7%(192件中157件)を占めている。事項等別の件数の推移をみると(図表4参照)、「意見表示・処置要求事項」の件数は、平成25年度決算検査報告までは増加傾向にあったが、26年度に半減し、以後、低減傾向にある。また、検査院が随時国会及び内閣に報告する「随時報告」が5年連続で減少した一方で、国会からの求めに応じて検査する「検査要請事項の報告」は、25年度以降1~3件で推移していたものの令和2年度においては元年6月に参議院決算委員会が要請した5件¹⁰が掲記された。「特定検査状況」については、近年低減傾向にあったが、平成17年度決算検査報告に掲記された14件以来の10件超えとなった。特定検査状況11件のうち、7件は新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する事項である(図表5参照)。

¹⁰ 「外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入れに係る施策の実施状況について」、「高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について」、「福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について」、「公的統計の整備に関する業務の実施状況等について」及び「政府情報システムの整備、運用、利用等の状況について」の5件。

図表4 事項等別件数推移（過去10年間）

事項等		年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2
指摘事項	不当事項		357	470	402	450	345	333	292	254	205	157
	意見表示・処置要求事項		81	77	100	49	43	28	28	27	14	15
	処置済事項		53	64	76	57	49	47	39	44	22	20
	特記事項		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
随時報告			13	8	8	6	10	9	7	4	3	2
検査要請事項の報告			9	6	1	2	2	2	3	2	2	5
特定検査状況			6	7	9	6	6	3	5	4	2	11
計			513	630	595	570	455	423	374	335	248	210

(注) 「随時報告」は、他の事項としても掲記され件数が重複しているものがあるため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない場合がある。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

図表5 2年度検査報告に掲記された特定検査状況一覧

	件名	検査対象
1	新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について	各府省等
2	新型コロナウイルス感染症対策関連施策における中小企業者等に対する資金繰り支援の実施状況等について	各府省等
3	布製マスク配布事業の実施状況等について	厚生労働省、文部科学省
4	新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等に対応するための雇用調整助成金等の支給等について	厚生労働省
5	サービス産業消費喚起事業（Go To キャンペーン事業）の実施状況等について	農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁
6	持続化給付金事業の実施状況等について	経済産業本省、中小企業庁
7	新型コロナウイルス感染症の影響下における航空・空港関連企業を対象とする支援施策パッケージの実施状況及び空港整備勘定の歳入、3空港会社の収益等の状況について	国土交通省、成田国際空港(株)、新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)
8	国の債務について	平成20～令和2年度の一般会計及び国債整理基金特別会計の決算
9	特別会計財務書類を適切に作成するための取組について	復興庁、法務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
10	申告不要配当特例等を適用している個人株主が上場会社から支払を受けた配当に係る課税の状況等について	財務省、国税庁
11	北陸新幹線（金沢・敦賀間）の整備に係る工期遅延及び事業費増加の状況等について	国土交通省、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(注) 赤枠で囲んだ7件は、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する事項である。

(出所) 2年度検査報告を基に作成

(3) 省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別にみると、件数では、厚生労働省が最も多く、国土交通省、農林水産省、文部科学省、(独)住宅金融支援機構と続く。また、指摘金額では、財務省が最も多く、農林水産省、西日本電信電話(株)、(独)住宅金融支援機構、厚生労働省と続く（図表6参照）。省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額の詳細は、図表7のとおりである。

図表6 2年度検査報告において指摘事項件数及び指摘金額が多かった省庁等

省庁又は団体名	指摘事項件数	省庁又は団体名	指摘金額
厚生労働省	59件	財務省	1,603億円
国土交通省	27件	農林水産省	227億円
農林水産省	24件	西日本電信電話(株)	107億円
文部科学省	20件	(独)住宅金融支援機構	86億円
(独)住宅金融支援機構	18件	厚生労働省	20億円

(出所) 2年度検査報告を基に作成

図表7 2年度検査報告における省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

(単位:件、万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項			処置済事項		計				
	件数	金額	会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係	件数	金額	件数	金額			
内閣府(内閣府本府)	3	2,975	2	13,661	1	3,578		6	20,214			
警察庁							1	-	-			
総務省	8	19,983					1	35,047	9	55,030		
財務省	1	15,492				1	-	1	16,019,776	3	16,035,268	
文部科学省	19	18,212						1	-	20	18,212	
厚生労働省	54	197,112	3	※7,203	1	-	1	2,087	59	※206,402		
農林水産省	15	110,078			1	336,098	4	1,575,421	4	255,421	24	2,277,018
経済産業省	1	351			1	15,487		1	51,254	3	67,092	
国土交通省	25	20,925					1	86,048	1	14,334	27	121,307
環境省	8	36,549									8	36,549
防衛省	3	49,937						3	53,702	6	103,639	
日本年金機構					1	11,377				1	11,377	
(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構								1	1,485	1	1,485	
(独)日本スポーツ振興センター	2	62,074								2	62,074	
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構								1	8,330	1	8,330	
(独)住宅金融支援機構	17	129,079						1	740,000	18	869,079	
日本放送協会	1	529						1	20,777	2	21,306	
東日本電信電話(株)								1	100,205	1	100,205	
西日本電信電話(株)								1	1,072,639	1	1,072,639	
合計	157	663,301	4	20,864	4	362,962	7	1,665,047	20	18,375,057	192	21,087,231

- (注) 1. 背景金額については掲載せず、指摘金額が背景金額のみの場合は「-」とした。
 2. 内閣府(内閣府本府)のうち1件及び厚生労働省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び厚生労働省の両方に係る指摘である。金額は内閣府(内閣府本府)のみに計上し、厚生労働省には※印を付した。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。

(出所) 2年度検査報告を基に作成

4. 主な個別の掲記事項

2年度検査報告では、令和3年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野に加え、国民の関心の高い事項として、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの、大規模自然災害の頻発等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保に関するもの、予算・経理の適正な執行に関するものなどが掲記されている。

ここでは、2年度検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する（特定検査状況については、事例番号に下線を付している）。

（1）新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの

事例1：新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等

令和元年度及び2年度に新型コロナウイルス感染症対策に関連して実施した事業（コロナ関連事業）854事業を検査院が検査したところ、①予算執行を区管理している770事業（予算総額65兆4,165億円）において2年度から3年度への繰越額は21兆7,796億円、元年度及び2年度の不用額は1兆763億円であること、②予備費使用決定により予算が配賦されたが、予備費使用額以上の繰越額や不用額を計上している科目があること、③予備費使用額が予算現額の過半を占める科目を対象に、予算が予備費使用額から優先して執行されたと仮定して試算すると、予備費使用額に係る不用額相当額が生じている科目があることなどが明らかとなった。検査院は、多額の繰越額や不用額を計上しているコロナ関連事業について、その原因を分析するなどして適時適切な実施に努めるとともに、コロナ関連事業に係る予算の執行状況等を国民に情報提供することが望まれるとしている。

事例2：新型コロナウイルス感染症対策における中小企業者等に対する資金繰り支援

（株）日本政策金融公庫（日本公庫）等は、令和2年3月以降、政府の緊急対応策等に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に業況悪化を来している中小企業者等に対する資金繰り支援として、新型コロナ特別貸付、民間金融機関による実質無利子・無担保の融資に係る信用保証等の業務を実施している。実施に当たり、国は多額の予算を措置するとともに、財務省等は日本公庫等に対して事業者の資金需要に迅速に対応できるよう審査の簡素化等に取り組むことなどを累次に要請している。検査院が検査したところ、①日本公庫等による3年3月までの中小企業者等への貸付実績は15兆5,401億円（92万7,567件）と著しく増加していること、②2年度末時点で返済開始時期が到来していないものが相当程度あったことなどが明らかとなった。検査院は、引き続き効率的かつ適切な貸付申込先や債務者の状況把握に努めることなどに留意する必要があるとしている。

事例3：布製マスク配布事業の実施状況

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うマスクの品薄状態に対処するため、厚生労働省及び文部科学省は、全世帯、介護施設等、妊婦、学校に向けて布製マスク配布事業を実施している。検査院が検査したところ、両省は令和2年3月から6月までに布製マスク3億1,811万枚を全て随意契約で調達（442億6,338万円）しているが、①厚生労働省は仕様書を作成しておらず、マスクの規格や品質基準等が書類上明確でなく、また、文部科学省は仕様書を作成していたが、ホルムアルデヒドが検出基準以下であることしか示していなかったこと、②両省は不良品が発生した場合の措置について定めていなかったた

め、事後的な不良品対応を行う必要が生じ、検品業務等の追加費用が発生したこと、③厚生労働省は一律配布の中止等に伴い3年3月末現在8,272万枚を在庫として保管しており、2年8月から3年3月までの保管費用は6億96万円となっていることなどが明らかとなった。

事例4：雇用調整助成金等の支給に係る状況

厚生労働省は、事業主が労働者に支払った休業手当相当額を助成する雇用調整助成金について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う助成率引上げや要件緩和等の特例を導入するとともに、雇用保険被保険者以外の労働者も対象とするために緊急雇用安定助成金を創設した。検査院が検査したところ、①令和2年度の雇用調整助成金等の支出額は3兆1,904億4,191万円に上り、雇用安定資金残高が減少するなど雇用保険財政がひっ迫していること、②支給申請に用いたハローワークシステムについて、迅速に支給するために入力不要としていた項目の遡及登録を可能にするための改修(9,894万円)を行ったものの、登録開始の見通しは立っておらず、改修した機能を活用する状況にないこと、③事実と異なる支給申請を行うなどした不正受給や、郵送とオンライン受付システムの両方を用いた同一の申請に対する二重支給が発生しているなど、事後確認や対応方策の検討が必要な事例が見受けられること、④助成率引上げなどにより、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事例(超過額11億9,929万円)が生じていることなどが明らかとなった。

事例5：サービス産業消費喚起事業（Go To キャンペーン事業）の実施状況

観光庁、農林水産省、経済産業省及び中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症拡大により売上げ等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業等を対象に消費を喚起することなどを目的として、Go To キャンペーン事業（トラベル事業、イート事業、イベント事業、商店街事業）を行っている。検査院が検査したところ、①令和2年度予算現額2兆7,470億円のうち支出済額は9,431億円で執行率が34.3%にとどまっており、1兆8,039億円が3年度に繰り越されていること、②イート事業において、農林水産省が3年3月末までに食事券発行事業者等と締結した変更契約144件のうち85件は、同年7月時点においても変更契約書を未作成であったこと、③トラベル事業において、観光庁から同年3月末までに旅行業者等への給付金の支払を担当するトラベル事務局に支払われた給付金6,212億円のうち4億円が、同年9月末時点においてもトラベル事務局が受領したままであったこと、④観光庁は、旅行業者等へ支払った取消料対応費用が宿泊事業者や観光関連事業者へどのように配分されているかなどについて全く把握していなかったことなどが明らかとなった。

事例6：持続化給付金事業の実施状況

中小企業庁は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金（持続化給付金）を創設し、給付に必要な事務について一般競争入札を行い、2年4月

に(一社)サービスデザイン推進協議会(サ推協)と769億208万円で委託契約を締結した(第1次給付金事務事業)。検査院が検査したところ、①第1次給付金事務事業の入札前の意見聴取(事前接触)について、民間事業者によって回数に差が生じていた上、やり取りの詳細を記録していなかったこと、②サ推協による再委託費率は99.8%と大幅に高くなっていたが、同庁は再委託できない企画管理業務の範囲を文書等で具体的に整理しておらず、また再委託の必要性等の検討について記録がなく確認できない状況であったこと、③第1次給付金事務事業の事業参加者は延べ723者、その階層は最大9次請まであり、同庁において契約の履行状況の確認が十分にできていない状況にあったこと、④3年9月までに不正受給と認定された591件(給付額5億8,958万円)のうち222件(同2億2,108万円)について、返還金の一部又は全部が国庫に納付されていないことなどが明らかとなった。

事例7：航空・空港関連企業を対象とする支援施策パッケージの決算への影響

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、国民の移動の基礎的インフラである航空ネットワークを維持するために、令和2年10月に支援施策パッケージをまとめ、同年12月に追加支援策を盛り込み改定している。検査院が検査したところ、①2年度の自動車安全特別会計空港整備勘定の歳入における空港使用料収入等の決算額は、当初予算比で1,861億円減少(うち支援策による推計減免額42億円)しており、空港使用料の支払猶予額等1,108億円を加えた2,969億円が主として新型コロナウイルス感染症の影響により2年度に収納されなかった歳入額であること、②国が出資している3空港会社における2年度の営業収益の決算額は収支予算比で大幅に減少した上、事業費等の財源に充てる財投機関債を発行するなどしており、それらの償還などにより、今後の収支は引き続き厳しい状況になる可能性があることなどが明らかとなった。検査院は、支援策を実施する場合には、国民に分かりやすく説明するとともに、空港整備勘定の歳入、3空港会社の営業収益等が受ける影響に留意することが重要としている。

事例8：新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の不具合

厚生労働省は、令和2年9月以降、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を特定の端末で使用した場合に、接触確認者に通知が行われていない事態(本件不具合)が発生したことを3年2月に公表した。検査院が検査したところ、同省において、①接触確認機能に係るテストについて、仕様書に具体的な事項等を定めていなかったなどのため、適切に実施されていなかった事態、②ソフトウェア開発のためのウェブサイトにCOCOAに係る緊急度の高い指摘が掲載された場合の具体的な報告手順等について、受注者に明確に指示していなかったため、2年11月に掲載された指摘が3年1月まで報告されず、本件不具合の発生を認識できなかった事態、③本件不具合に係る修理について、請求額の妥当性を適切な資料に基づいて検証することなく受注者の費用負担により行われていると判断していた事態が明らかとなった。

(2) 国民生活の安全性の確保に関するもの

事例9：警察施設における非常用発電設備等及び通信機器の不十分な浸水対策

警察庁が作成する防災業務計画では、同庁、都道府県警察本部及び管内警察署等の警察施設は、災害発生時の電源確保のために非常用電源設備の整備に努めることとされている。同庁は、これまでに警察施設の建替え等の機会を捉えて非常用発電設備等及び通信機器の浸水対策を推進するよう指導してきている。51都道府県警察等の警察施設のうち、水害により浸水するおそれのある区域に所在し、非常用発電設備等が設置されている588施設及び、このうち通信機器が設置されている572施設の通信機器を検査院が検査したところ、①42道府県警察等では建替え等の機会を捉えて浸水対策を実施するなどしているが既存施設では実施されていない事態、②上記の42道府県警察等のうち非常用発電設備等は40道府県警察等の218施設において、通信機器は23道府県警察等の46施設において、浸水により損傷する可能性がある事態が明らかとなった。警察庁は、都道府県警察に対し既存施設について浸水対策を効率的に実施するよう指導するなどの処置を講じた。

事例10：河川管理施設に設置された機械設備の不十分な維持管理

国土交通省は、河川管理施設に設置された機械設備の維持管理について、予防保全の手法を具体化するなどしたマニュアルを作成している。マニュアルによれば、河川管理者は、点検、健全度の評価等を実施し、機器等の整備、更新等の優先順位を決定した上で、機械維持管理計画の策定又は見直しを行うこととされている。22事業主体の499施設を検査院が検査したところ、①256施設において、健全度の評価等が実施されず、機器等の整備、更新等の優先順位が決定されていない事態、②13施設において、健全度の評価に基づかず、機器等の取替え・更新が必要以上に早期に実施されていた事態、③12施設において、年点検の点検結果を踏まえたマニュアルに基づく緊急保全が1年以上にわたり実施されていなかった事態が明らかとなった。同省は、事業主体に対してマニュアルに基づき適切に維持管理を行うよう周知した。

(3) 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

事例11：放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の過大交付

厚生労働省は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、放課後等の適切な遊び・生活の場を提供することにより、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行っており、内閣府は同事業を実施する市町村に対して子ども・子育て支援交付金を交付している。検査院が平成30年度及び令和元年度に交付金が交付された12都府県の47市町村（交付額40億7,847万円）を検査したところ、開所の要件の周知が不十分であったことや要件の確認方法等が具体的に示されていなかったことから、18市町村において、利用児童が少数の土曜日等について支援員の配置等に係る開所の要件を満たしていなかった。これらにより、交付金の算定が適正に行われず、1億60万円が過大に交付されていた事態が明らかとなった。

事例12：旧国立競技場解体に伴う収蔵品の保管場所確保に係る賃借契約の手続が不適正

(独)日本スポーツ振興センター(JSC)は、国立霞ヶ丘競技場陸上競技場(旧国立競技場)の解体に伴い、同競技場に設置されていた秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の収蔵品を仮保管する倉庫を賃借する契約を締結していた。検査院が検査したところ、仕様書では倉庫の立地条件を国立代々木競技場から半径5キロメートル以内で洪水ハザードエリア外などとしていたが、立地条件に適合する倉庫の貸出しができなくなったため条件を満たさない東京都足立区の綾瀬倉庫に変更したいなどと契約会社から提案された際、JSCの会計規則等を遵守せずに、改めて一般競争入札に付することなく綾瀬倉庫の賃借契約を締結したこと、綾瀬倉庫では想定される洪水が発生した場合に収蔵品が汚損するおそれがあることなどが明らかとなった(綾瀬倉庫に係る契約の賃貸借料3億8,123万円が不当)。

(4) 資産、基金等のストックに関するもの

事例13：貨幣回収準備資金において保有している金地金の有効活用

貨幣回収準備資金(資金)は、政府による貨幣の発行等の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として設置されている。資金において保有する金地金は、記念貨幣の製造材料として(独)造幣局に交付することができるが、使用する見込みがないなどの場合は売り払うことができる。検査院が検査したところ、①令和元年度末の金地金保有量129.49トン(帳簿価額2,567億889万円)は、平成26～令和元年度における最多交付量1.78トン(平成30年度)の72.7倍と相当程度多いこと、②平成9年以降の金地金の使用量はそれ以前と比べて少なくなっていたことなどが明らかとなった。財務省は、今後の記念貨幣の製造に必要な金地金の保有量を見極めた上で、令和3年3月に金地金80.76トン(同1,601億9,776万円)を外国為替資金特別会計に売り払って、代金5,420億3,148万円を資金に受け入れ、同額を一般会計に繰り入れるなどの処置を講じた。

(5) 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

事例14：農地情報公開システムにおける農地情報等の不十分な更新

平成25年の農地法改正により、農業委員会(同委員会が置かれていない市町村にあっては市町村)は農地台帳を作成し、農地情報等をインターネットの利用等により公表することとされている。農林水産省は、農業委員会等がインターネットを通じた公表等を行うための農地情報公開システムの整備等に補助金を交付している。平成25～令和2年度に交付された137億5,886万円(17道県の793農業委員会等)を対象として、検査院が検査したところ、農地情報等の一元管理・利用等を目的として開発されたフェーズ2システムに参加した783農業委員会等のうち、①令和2年度における同システムの農地情報について、変更が生じる都度更新しているのは187農業委員会等(23.8%)にすぎず、343農業委員会等(43.8%)は一度も更新を行っていない事態、②620農業委員会等(79.1%)は日常業務に同システムを利用していない事態等が明らかとなった。

事例15：農地耕作条件改善事業（地域内農地集積型）における事業効果の発現が不十分

農林水産省は、農地の区画拡大等の基盤整備などを支援することにより、地域内の担い手への農地集積を推進する農地耕作条件改善事業（地域内農地集積型）を実施しており、市町村や土地改良区等の事業主体が実施する事業に交付金を交付している。検査院が12道県の330地区159事業主体（交付額102億7,978万円）を検査したところ、①9地区7事業主体（同2億5,848万円）において、農地集積目標等を記載した促進計画を適切に作成しておらず、目標の達成状況を把握できていない事態、②56地区41事業主体（同14億5,173万円）において、事業実施後の農地貸借について当事者の意思確認等が不十分なため、農地集積目標の達成率が50%未満と低調となっている事態等が明らかとなった。

事例16：T-4 中等練習機等で使用するため調達した救命無線機の寸法等が不適切

航空自衛隊は、平成20年の航空法改正を受けて、T-4 中等練習機等の搭乗員等が遭難した場合に遭難位置の特定が容易な信号を発信する練習機等用の個人携帯用救命無線機（新無線機）へ更新することとした。新無線機については、航空幕僚監部が、寸法等を指定した調達要求事項を航空自衛隊補給本部に通知し、これを基に補給本部が調達仕様書を作成している。防衛装備庁は、補給本部から調達仕様書の送付を受け、29、30両年度に515個（支払額1億5,322万円）調達した。検査院が検査したところ、調達要求事項の検討が不十分で、新無線機が着水後正常に機能しない可能性がある作動方式となっていたこと、新無線機の寸法が既存の無線機より大きく、T-4等の座席の下にあるサバイバル・キット等に適切な形で収納できないことにより、調達した496個については、運用に支障が生ずるおそれがあるとして、納品日以降使用されていない事態が明らかとなった（496個に係る支払額相当額1億4,757万円が不当）。

（6）その他の事例

事例17：国の債務について

国の債務について平成20～令和2年度を対象に検査院が検査したところ、①建設国債及び特例国債を含む普通国債の発行残高は一貫して増加傾向にあること（平成20年度末545.9兆円→令和2年度末946.6兆円）、②国債費も増加傾向となっており（同19.1兆円→同22.3兆円）、そのうち債務償還費は普通国債の発行残高が増加するのに伴って平成22年度以降増加傾向にあること、③利払費等は28年度以降減少しているものの、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のための財源として短期国債を中心に国債が増発されており、今後も借換債の発行が抑制されなかった場合には短期国債の増発等によって利払費が金利変動の影響をより大きく受けることなどが明らかとなった。検査院は、これらを踏まえて国債費による一般会計の財政負担の抑制を図るための取組を行っていくことが望まれるとしている。

5. 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに行った不当事項等について、その後の会計検査でフォローアップが行われており、その是正状況が掲記されている。

(1) 不当事項に係る是正措置の状況

昭和21～令和元年度の検査報告に掲記された不当事項について、是正措置が未済のものが335件、102億1,659万円（前年度341件、84億5,162万円）あり、このうち金銭返還を要するものが331件、102億211万円（前年度331件、82億7,344万円）あった。

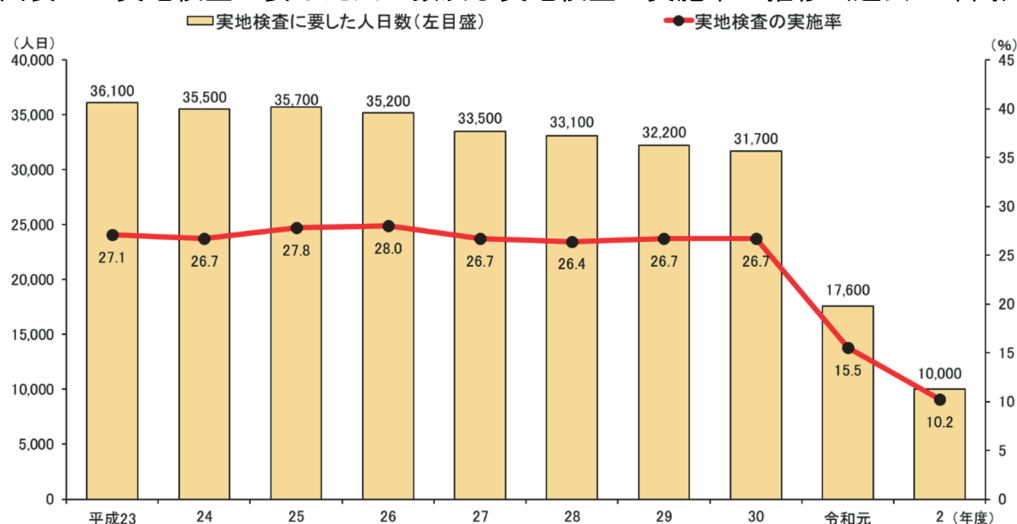
(2) 処置済事項に係る処置の履行状況

令和元年度決算検査報告で改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととされた処置済事項49件のうち、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの9件を除いた40件について履行状況をみると、改善処置が一部履行されていなかったものが1件見受けられた。

6. おわりに

一般の会計検査に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年次に引き続き実地検査の検査対象機関等が一部に限定されたほか、検査実施期間中のほとんどの期間で緊急事態宣言が発出され、実地検査を中止するなどして、掲記件数は比較可能な平成6年度決算検査報告以降で最少となった。実地検査に要した人日数及び実地検査の実施率の推移をみると、令和元年度決算検査報告において大幅に減少し、2年度においては、平成30年度の人日数及び実施率と比べていずれも3分の1程度となった（図表8参照）。

図表8 実地検査に要した人日数及び実地検査の実施率の推移（過去10年間）



(注) 1. 人日数は、百人日未満切捨て。

2. 実施率は、検査院が区分した「①本省、本社、主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所」及び「②その他の地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準じる箇所」の合計における実施率を掲記した。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

こうした状況の中、検査院においては、在庁して行う検査の多様化を図ったと見受けられる。前記のとおり、従来の検査報告では、在庁時の主な検査方法として書面検査が挙げられ、実地検査に並ぶ検査方法と位置付けられていたが、2年度検査報告では、書面検査より広い概念として在庁検査が示され、実地検査に並ぶ検査方法として置き換えられた。国会審議では、コロナ禍の下における会計検査の状況について、検査院から「検査対象機関から提出された計算書等の検査（書面検査）のほか、その他必要な資料を取り寄せるなどして、在庁での検査を効率的、効果的に行うよう努めている。また、以前からICTの活用に取り組んでおり、ウェブ会議により必要な説明を受けるなど、新たな検査方法も試行して検査している」旨の答弁¹¹があった。一方で、「実地検査には、検査対象を現場でつぶさに確認したり、それを取り巻く周囲の状況も含めて直接把握したりなどといった他の方法では簡単に代替できない重要な機能がある」¹²との答弁もあり、検査の水準を維持しつつ持続的な検査活動が確保できるよう、今後も検査方法の更なる工夫が求められる。

また、2年度検査報告では、例年と比べて特定検査状況の掲記件数が多く、その半分以上が新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する事項であることも特徴的である。特定検査状況として掲記された新型コロナウイルス感染症対策関係経費等については、事態の状況報告にとどまっているが、これは、速報性を重視した結果とみられ、現在実施中の新型コロナウイルス感染症対策にいかされていくことが望まれる。限られた財源を最大限効果的に使用し、現状に即した有効な対策を行うためには、検査院が示した検査の状況を基に、対策の執行状況や効果等を精査し、その結果を予算の執行及び編成に反映させることが重要である。例えば、「4. 主な個別の掲記事項」で紹介した事例1では、コロナ関連事業において多額の繰越額や不用額が計上されたことや、予備費使用額以上の繰越額や不用額を計上している科目があることが示されたほか、国会開会中における予備費使用決定の状況や、年度末に多額の予備費使用を決定したにもかかわらずその科目において繰越しや不用が発生している状況等も示されている¹³。国民の理解や協力を得ながら効果的な対策を進めるためにも、国会審議において、予算計上、執行の適切性等を検証することが求められよう。

厳しい財政状況の下、内閣から独立した機関である検査院の役割は大変重要である。国会においては、政府に対する事後的な財政統制を機能させるべく、2年度検査報告を積極的に活用し、内閣に対して今般検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を一層促していくことが望まれる。

(たなか さおり)

¹¹ 第204回国会参議院決算委員会会議録第4号6頁（令3.4.19）

¹² 同上

¹³ 2年度検査報告471～524頁参照